

人 事 委 員 会 規 則

職員等の退職手当に関する規則をここに公布する。

平成18年 3月24日

兵庫県人事委員会

委員長 馬 場 英 司

兵庫県人事委員会規則第 2 号

職員等の退職手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「職員退職手当条例」という。）第 7 条の 3 第 4 項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。）第 7 条の 3 第 4 項の規定に基づき、職員退職手当条例第 7 条の 3 第 1 項各号又は学校職員退職手当条例第 7 条の 3 第 1 項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員の区分)

第 2 条 退職した者は、その者の基礎在職期間（職員退職手当条例第 7 条の 3 第 2 項及び学校職員退職手当条例第 7 条の 3 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる 2 以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

2 退職した者の基礎在職期間のうち、次の各号に掲げる者であった期間については、前項の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得てその者が属していたものとされる職員の区分を定めるものとする。

- (1) 平成 8 年 4 月 1 日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第13条の規定の適用を受けていた者
- (2) 平成13年12月20日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）第 3 条の規定により任期を定めて採用されていた者
- (3) 平成15年 1 月 1 日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用されていた者

3 退職した者の基礎在職期間のうち、職務の特殊性その他の事情により特に必要があると認められる期間については、前 2 項の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得てその者が属していたものとされる職員の区分を定めることができる。

(任命権者の読み替え)

第 3 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第 1 項に規定する県費負担教職員について、この規則を適用する場合においては、前条第 2 項及び第 3 項中「任命権者」とあるのは「兵庫県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 4 号区分	<p>(1) 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間に適用されていた職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事</p>
---------	---

	<p>委員会が定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成17年11月30日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成17年11月以前の学校職員給与条例」という。）の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(5) 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成17年12月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例」という。）の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成17年11月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げるものを除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(6) 平成17年12月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第5号に掲げるものを除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は4級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>

	<p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成17年11月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>(7) 平成17年12月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げるものを除く。）</p>
第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会が定めるもの又は5級であったもの（第4号区分の項第2号、第5号区分の項第2号及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成17年11月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 平成17年12月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を</p>